

日本体育・スポーツ政策学会
第34回大会 プログラム・抄録集

スポーツ政策の実装—スポーツ価値のデリバリー—

会 期：2024年11月30日（土）及び12月1日（日）

会 場：同志社大学今出川キャンパス良心館

主 催：日本体育・スポーツ政策学会

主 管：日本体育・スポーツ政策学会第34回大会実行委員会

目次

<プログラム>

| | |
|--------------------------------|---|
| 日本体育・スポーツ政策学会第33回大会プログラム | 1 |
| 同志社大学今出川キャンパス良心館1階案内図 | 6 |
| 一般研究発表の演者の皆様へ | 7 |

<抄録集>

| | |
|-----------------------|----|
| 【基調講演】 | 8 |
| 【シンポジウム】 | 9 |
| 【会員企画セッション】 | |
| 2024年12月1日（日） | |
| セッションA | 11 |
| セッションB | 13 |
| 【一般研究発表】 | |
| 2024年11月30日（土） | |
| セッション I -A | 15 |
| セッション I -B | 16 |
| セッション II -A | 17 |
| セッション II -B | 18 |
| 2024年12月1日（日） | |
| セッション III -A | 19 |
| セッション III -B | 20 |
| セッション IV -A | 21 |
| セッション IV -B | 22 |

日本体育・スポーツ政策学会第34回大会 プログラム

第1日目 11月30日(土) 12:00(受付)～17:45(情報交換会終了 20:00)

12:30～13:15 総会 良心館RY103教室

13:30～14:00 一般研究発表セッション I

セッションI-A 良心館RY101教室

座長：中村 宏美 (日本スポーツ振興センター)

発表者：楊 紅梅 (筑波大学大学院)・齋藤 健司 (筑波大学)

テーマ：明治初期における大相撲団体の制度の形成に関する研究-歴史的制度論から-

セッションI-B 良心館RY102教室

座長：中西 純司 (立命館大学)

発表者：有吉 忠一 (同志社大学)・横山 勝彦 (同志社大学)

テーマ：スポーツ振興における財源確保と活用-資金特性を視点に-

14:10～14:40 一般研究発表セッション II

セッションII-A 良心館RY101教室

座長：舟木 泰世 (尚美学園大学)

発表者：麻原 恒太郎 (日本体育大学大学院)

テーマ：中学校運動部活動の「地域移行推進計画」策定の現状と課題について
-地方自治体政策担当者へのインタビュー調査から-

セッションII-B 良心館RY102教室

座長：森 克己 (鹿屋体育大学)

発表者：村井 愛美 (同志社大学大学院)・横山 勝彦 (同志社大学)

テーマ：我が国のスポーツ競技団体による「safeguarding」システムの構築
-子どもの権利保障に向けて-

14:50～15:30 基調講演 良心館R Y 1 0 3 教室

「スポーツ政策の評価とマネジメント—慈善・協働・自立—」

山谷 清志氏（同志社大学政策学部教授）

15:45～17:45 シンポジウム 良心館R Y 1 0 3 教室

<テーマ> 地域におけるスポーツ政策のデリバリー・システムはいかにあるべきか

1. キーノートレクチャー

「行政の立場から」

水谷 洋夫氏（京都市文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課長）

「スポーツ団体の立場から」

大濱 三平氏（NPO 法人スマイルクラブ理事）

「研究者の立場から」

熊谷 哲氏（公益財団法人 笹川スポーツ財団上席特別研究員）

2. パネルディスカッション

コーディネーター：内藤 正和（愛知学院大学）

18:00～20:00 情報交換会 同志社大学内「アマーク・ド・パラディ寒梅館」

第2日目 12月1日(日) 9:00(受付)～14:10

9:30～11:30 会員企画セッション A 良心館RY103教室

<テーマ> オリンピック・パラリンピックのレガシーの設定と評価
ースポーツ価値のデリバリーを実現する政策立案と政策評価とはー

<タイムテーブル>

9:30～9:35 趣旨説明 伊吹 勇亮 (京都産業大学)

9:35～10:20 基調講演

9:35～10:15 パリ五輪のレガシーの設定と評価

山田 悦子 (独立行政法人日本スポーツ振興センター国際情報戦略部
主任専門職)

10:15～10:20 事実に関する確認のための質疑応答

10:20～11:30 パネルディスカッション

10:20～10:35 ロンドン五輪・東京五輪のレガシーの設定と評価

伊吹 勇亮 (京都産業大学)

10:35～10:50 政策評価研究から見た五輪レガシー

米村 慎吾 (同志社大学大学院)

10:50～11:10 パネリスト間ディスカッション

11:10～11:20 フロアからの質疑応答

11:20～11:30 パネルディスカッションの総括

○コーディネーター

川戸 和英 (情報開発研究所 代表)

9:30～11:30 会員企画セッション B 良心館R Y 1 0 4 教室

<テーマ> 大学リソースを活用した中学校部活動地域移行の政策展開
ー京都市との連携事業についてー

<タイムテーブル>

9:30～9:35 趣旨説明 黒澤 寛己 (びわこ成蹊スポーツ大学)

9:35～9:38 「部活動地域移行に期待することーオリンピックの立場から」

ビデオメッセージ

奥野 史子 (大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所 所長)

9:40～10:20 基調講演「中学校部活動地域移行の政策展開」

大野 雅史 (スポーツ庁 スポーツ戦略官)

10:20～10:40 「本事業の概要説明」

菅 文彦 (大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所 副所長)

10:40～11:00 「京都市の中学校部活動地域移行の事業展開」

羽田 浩 (京都市教育委員会 体育健康教育室 体育課長)

11:00～11:30 パネルディスカッション及び質疑応答/閉会宣言

○コーディネーター・進行

黒澤 寛己 (びわこ成蹊スポーツ大学/大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所研究員)

13:00～13:30 一般研究発表セッション III

セッションIII-A 良心館RY101教室

座長：尾原 弘恭（関西医療大学）

発表者：大橋 寛治（特定非営利活動法人アザックとよさと）

テーマ：部活動の地域移行と青少年育成の可能性について

セッションIII-B 良心館RY102教室

座長：高橋 義雄（早稲田大学）

発表者：松田 竜弥（桐蔭横浜大学大学院）・日比野 暢子（桐蔭横浜大学）

テーマ：持続可能な観光における住民認識が観光満足度に及ぼす影響

-長野県白馬村を事例として-

13:40～14:10 一般研究発表セッション IV

セッションIV-A 良心館RY101教室

座長：黒澤 寛己（びわこ成蹊スポーツ大学）

発表者：内田 和寿（関西福祉大学）

テーマ：地域と大学をつなぐスポーツの PBL 型授業に関する研究

セッションIV-B 良心館RY102教室

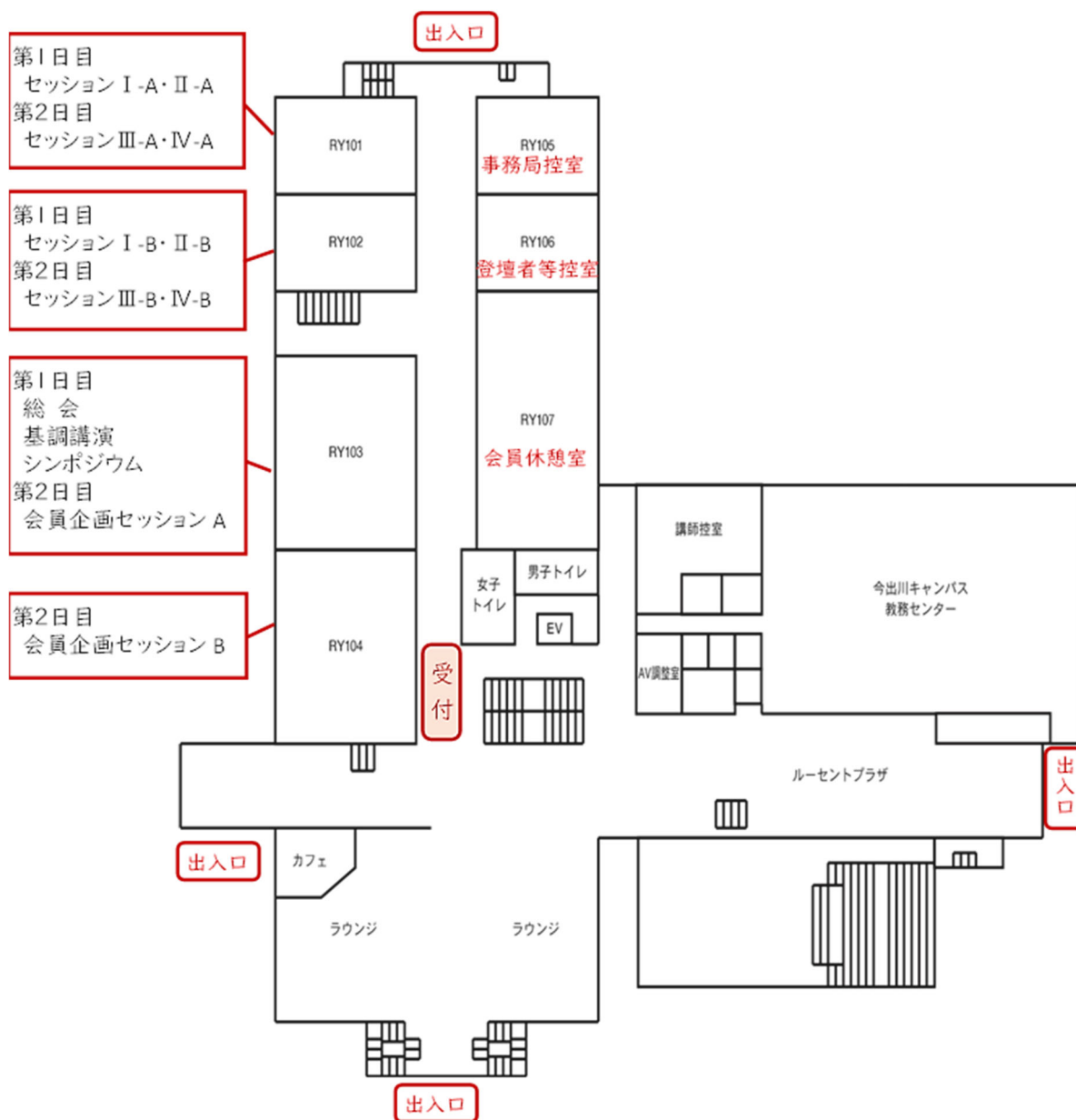
座長：石堂 典秀（中京大学）

発表者：齋藤 健司（筑波大学）

テーマ：フランスにおける 2024 パリオリンピックに係る不正問題の状況

会場案内図

同志社大学今出川キャンパス良心館 1階



一般研究発表の演者の皆さまへ

1. 1題当たりの割当時間は30分（発表20分＋質疑応答）とし、18分で1鈴、20分で2鈴、29分で3鈴を鳴らしますので時間を厳守してください。質疑応答時間をより長く確保したい場合には、発表時間を短縮することで調整してください。
2. 資料を配布する場合は、発表するセッション開始時刻の20分以上前に発表会場入口付近の机の上に50部を目安に置いてください。
3. パワーポイントを使用して発表する場合は、原則として大会事務局が発表会場に設置するコンピュータをご利用ください。ただし、外部ディスプレイ出力（HDMI接続端子があること）が可能な場合には、演者自身のコンピュータで発表いただけます。
4. 1日目（11月30日）の演者は当日13時00分までに、2日目（12月1日）の演者は当日12時30分までに発表会場のコンピュータにUSBメモリでデータを保存し、動作確認をしてください。演者自身のコンピュータで発表する場合も動作確認をしてください。
5. レーザーポインタをご使用になれる場合は、各自でご準備ください。
6. 発表時のパワーポイントの操作は、演者自身で行ってください。ただし、トラブルが生じた場合には大会事務局員が可能な限りサポートします。
7. 当日の発表は、対面で行います。
8. 当日に体調不良やその他の理由により来場できない場合には、発表当日の午前10時までに大会事務局へご連絡ください。
連絡先：34th@policy-study.net

〈テーマ〉

スポーツ政策の評価とマネジメント—慈善・協働・自立—

〈講師〉

山谷 清志（やまや きよし）氏

所属：同志社大学 政策学部・大学院総合政策科学研究科 教授

学歴：中央大学大学院法学研究科政治学専攻博士後期課程退学（博士・政治学）

職歴：広島修道大学法学部教授、岩手県立大学総合政策学部教授、外務省経済協力局評価室長、外務省大臣官房考査・政策評価官などを歴任

主要業績（著書、論文等）：

『日本の政策評価』晃洋書房、2024年

『政策と行政』（山谷清志編著）、ミネルヴァ書房、2021年

『政策評価』ミネルヴァ書房、2012年

『公共部門の評価と管理』（山谷清志編著）、晃洋書房、2010年

『政策評価の実践とその課題—アカウンタビリティのジレンマ』萌書房、2006年

『政策評価の理論とその展開—政府のアカウンタビリティ』晃洋書房、1997年

委員会活動：

日本評価学会顧問（2018～2020年会長）、内閣府行政事業レビュー・外部有識者、防衛省政策評価に関する有識者会議座長、地方独立行政法人・京都市立病院機構評価委員会委員長、特定非営利活動法人「政策21」理事長など多数

〈講演要旨〉

政府はその政策目標を法律や基本計画において明示している。たとえばスポーツ基本法（2011年）のもとで、第1期スポーツ基本計画（2012-2016年）、第2期（2017-2021年）、第3期（2022-2026年）を策定し、目的、取り組むべき課題など詳しく述べている。その間スポーツ庁を2015年に設置している。政策と組織体制をトップダウンで整備した一方で、政府は地域に対して、さまざまな課題にチャレンジする事業展開を求めている。地域では、大学、学校、有志の団体、NPOなどが自立した活動を展開し、独自の活動を進めている。中央と地方とは協働しつつ、相互に自立して政策の成果を出すはずだと想定している。

この想定が実効性をあげるために、さまざまな手立てが考えられてきた。ひとつは評価であり、もう一つがマネジメント改革である。

評価は、まず成果目標の達成度を測定する。KPI(Key Performance Indicator)が知られている。もし達成されていないなら、現場で何が起きているのかを調査することになる。これが政策評価である。この評価情報は教訓として共有される。ただし地域の担い手組織のマネジメントが弱く、ガバナンスに問題がある場面も少なくない。ここでは市民、地方自治体、地域団体、NPOが協働してガバナンス改革に取り組み、政策を自立して運営できる能力構築が必要である。それにはマネジメント改革型評価で得た情報が有効である。

こうして、さまざまな局面で評価が必要になってくるが、実は「評価疲れ」の問題がある。評価に詳しくない有為の人が膨大な作業をさせられ、疲弊する問題である。評価結果も役に立たないことが多い。そこで評価人材育成に努力し、有効で持続可能な評価体制を作るべきだが、そうになっていないのが日本社会である。

日本体育・スポーツ政策学会 学会大会シンポジウム

〈テーマ〉

地域におけるスポーツ政策のデリバリー・システムはいかにあるべきか

〈趣旨〉

2000年前後を境に、地方自治体によるスポーツ政策のデリバリー・システムは大きく変化した。指定管理者制度やPFIといった施設整備・管理の制度緩和、NPO法施行を契機としたスポーツNPOの台頭、総合型地域スポーツクラブ事業の開始などにより、スポーツ政策の担い手は多様化した。加えて、スポーツ振興くじ（toto）の創設により、地方自治体や地域のスポーツ団体・NPOは、自らの財源以外からも資金調達ができるようになった。これらによって、地域におけるスポーツ政策は大いに活性化するようになった。

こうしたスポーツ環境の変化に伴って地方自治体の役割も変化し、ガバナンスを確保する役割が求められるようになった。これまで委託や補助を通じて自治体の実施主体になっていた事業は、NPO、民間企業、スポーツ団体などがそれぞれの専門性を活かして担うようになった。自治体は、“誰が”、“何を”、“どのように”実施することが適切であるのか検討しなければならなくなった。

そこで、本シンポジウムでは次の2点について、現状と課題を踏まえた上で、今後のスポーツ政策のデリバリー・システムのあり方について議論を展開する。

1点目は、スポーツの価値創出のためのデリバリー・システムである。委託や補助事業の際には、事業が絵に描いた餅に終わってしまわぬよう計画通りに事業が遂行されるという実績が重視される。他方、事業実施の担い手となるNPO、民間企業、スポーツ団体は、それぞれの組織の目的や受託する予算（委託費・補助金）と整合性が持てるよう事業を実施する。この中で、自治体とNPO、民間企業、スポーツ団体とのスポーツの価値のデリバリー（伝達）に関する検討や調整が脆弱である。いかにスポーツの価値のデリバリー（伝達）を担保しつつ、事業を実施していくか、そのための仕組み（ネットワーク構築、事業案作成など）の議論が求められる。

2点目は、価値創出に重点を置いた政策評価である。事業実施後において、参加人数や満足度といったいわゆる数値化できるアウトプットのみで評価がなされ、社会に対する効果や影響への評価があいまいのままである。加えて、評価結果の政策形成への反映が脆弱である。一方で、スポーツの価値は、即時的に創出されるものばかりではなく、単年度での事業実施を基本とする自治体では評価が難しく、評価に多くの時間を割く余裕はないのが実状である。スポーツの社会に対する効果や影響も評価し、政策形成へ反映させる新たなシステムの構築の議論が求められる。

以上の趣旨を踏まえ、キーノートレクチャーとして、登壇者の方にそれぞれの立場から現状と課題についてレクチャーいただき、その後、今後のスポーツ政策のデリバリー・システムについてディスカッションを行う。

〈キーノートレクチャー〉

「行政の立場から」

水谷 洋夫氏（京都市文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画課長）

「スポーツ団体の立場から」

大濱 三平氏（NPO 法人スマイルクラブ理事）

「研究者の立場から」

熊谷 哲氏（公益財団法人 笹川スポーツ財団上席特別研究員）

〈パネルディスカッション〉

コーディネーター 内藤 正和（愛知学院大学健康科学部准教授）

オリンピック・パラリンピックのレガシーの設定と評価

—スポーツ価値のデリバリーを実現する政策立案と政策評価とは—

代表者：伊吹 勇亮（京都産業大学）

【趣旨】

オリンピック・パラリンピック（以下、五輪）をはじめとする大規模スポーツイベントを開催するにあたっては、レガシーの設定とその評価が重要になってくる。周知の通り、IOCも立候補段階でレガシーについての記載を義務化している。大会誘致に向けた好意的な世論醸成もレガシー次第であると考えられる。

歴史を振り返ると、1964年に開催された東京五輪においては、日本武道館・国立代々木競技場といった多くの競技施設の建設、首都高速道路・東海道新幹線・東京モノレールといった交通インフラの整備、テレビ受像機の普及と放送技術の発展など、いわゆるハード・レガシーが数多く残されることとなった。「東洋の魔女」の活躍に触発されたママさんバレーをはじめとする「参加するスポーツ」の普及と公共スポーツ施設の整備など、スポーツ振興もレガシーの1つとして挙げることができる。

翻って、2021年に1年遅れで開催された東京五輪については、レガシーに関する取り組みはもちろん存在してはいたものの、残念ながらその話が前面に出ることはそれほどなかった。2012年のロンドン五輪に続く成熟都市での五輪開催ということもあり、大型の都市インフラの整備といった「目に見えやすい」ハード・レガシーが計画されたわけではない。ボランティア精神やホスピタリティ精神（おもてなし）の涵養も目指されたが、これらは「目に見えにくい」ソフト・レガシーであり、実感を得にくいことはもちろんのこと、そもそも涵養に向けた施策が世に広く展開されていたとは言い難い。また、東日本大震災からの復興を重要なレガシーの1つと設定していたが、そもそも東京と被災地域とは物理的に距離が離れており、故に震災復興が五輪を契機に進んだとは言い難い。

この2021年に開催された東京五輪のレガシーを取り巻く状況は、スポーツ政策の視点、具体的にはスポーツ価値のデリバリーを実現する政策立案と政策評価を鑑みると、大きな課題がそこには存在していると指摘せざるをえない。そこで、本シンポジウムでは、今年開催されたパリ五輪、そして東京五輪がベンチマークしていたロンドン五輪におけるレガシーの設定と評価を参照しながら、東京五輪のレガシー戦略は本来如何にあるべきであったか、今後大規模スポーツイベントを日本で開催するにあたってどのようにレガシー戦略とスポーツ政策との有機的連関を構築すべきか、これらを検討する機会としたい。

【実施形式】

ミニシンポジウム（基調講演＋パネルディスカッション）

【登壇者】

基調講演者：山田 悦子 氏

（独立行政法人日本スポーツ振興センター 国際情報戦略部 主任専門職）
（パリ五輪 インパクト&レガシー戦略評価監督委員会 委員）

パネリスト：伊吹 勇亮 会員

（京都産業大学 経営学部 准教授）

米村 真悟 会員

（同志社大学大学院 総合政策科学研究科 博士後期課程）

コーディネーター：川戸 和英 氏

（情報開発研究所 代表）

【タイムスケジュール】 （敬称略）

09:30～09:35 企画代表者（伊吹）による趣旨説明

09:35～10:20 基調講演

09:35～10:15 パリ五輪のレガシーの設定と評価（山田）

10:15～10:20 事実に関する確認のための質疑応答

10:20～11:30 パネルディスカッション

10:20～10:35 ロンドン五輪・東京五輪のレガシーの設定と評価（伊吹）

10:35～10:50 政策評価研究から見た五輪レガシー（米村）

10:50～11:10 パネリスト間ディスカッション（山田・伊吹・米村＋川戸）

11:10～11:20 フロアからの質疑応答

11:20～11:30 パネルディスカッションの総括（山田・伊吹・米村＋川戸）

【備考】

本シンポジウムは JSPS 科研費（20K01868）の研究活動の一環として行われます。

日本体育・スポーツ政策学会第34回大会

会員企画セッション 開催要項

大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所
部活動地域移行研究チーム

<趣旨>

スポーツ庁は中学校部活動の地域移行を2023（令和5）年度から2025（令和7）年度にかけて段階的に進めている。運動部活動は、単なるスポーツ活動だけでなく、人間形成の機会や生徒指導の機能を有しており、日本の体育・スポーツ政策の中心的な存在であった。

しかし、これまでの部活動は教師による献身的な勤務のもとに成立してきたが、長時間労働の要因となり教師にとって多大な負担となっていた。また、生徒数減少の影響により部員数が減少し、休廃部や単独でチームを組めないなど運営上の課題も指摘されている。

このような状況下で、我々の研究チームは地域移行の「受け皿」として、大学の妥当性及び実行可能性、指導人材としての学生の確保と質的な保証を明らかにするため以下の実践研究に取り組んだ。まず、2021・2021年度に経済産業省の「未来の教室（ブカツ）実証事業」として滋賀県高島市（2021年度）・京都市（2022年度）と連携して「大学リソースを活用した部活動の地域移行の受け皿整備の検証」事業に取り組んだ。

2023年度・2024年度はスポーツ庁の「地域部活動推進事業」として休日運動部活動の管理運営業務を京都市から委託を受けて実証研究に取り組んでいる。

本セッションでは、部活動地域移行の政策展開について、政策実施者としてスポーツ庁の大野雅史スポーツ戦略官による、政策の理念・現状・課題について基調講演を行う。その後、大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所の菅文彦副所長より、大学生派遣の実証事業について説明する。最後に、事業実施者である京都市教育委員会の羽田浩体育課長から京都市の取組みと今後の事業展開について説明する。その後、登壇者によるクロストークとフロアからの質疑応答を行う。

<開催日時>

2024年12月1日（日）9:30~11:30

<開催会場>

同志社大学今出川キャンパス 良心館1階

<テーマ>

大学リソースを活用した中学校部活動地域移行の政策展開

-京都市との連携事業について-

<タイムテーブル>

9:30~9:35 趣旨説明 黒澤 寛己 (びわこ成蹊スポーツ大学)

9:35~9:38 「部活動地域移行に期待すること オリンピアンから」: ビデオメッセージ
奥野 史子 (大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所所長)

9:40~10:20 基調講演「中学校部活動地域移行の政策展開」

大野 雅史 (スポーツ庁 スポーツ戦略官)

10:20~10:40 「本事業の概要説明」

菅 文彦 (大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所 副所長)

10:40~11:00 「京都市の中学校部活動地域移行の事業展開」

羽田 浩 (京都市教育委員会 体育健康教育室 体育課長)

11:00~11:30 パネルディスカッション及び質疑応答/閉会宣言

○コーディネーター・進行

黒澤 寛己 (びわこ成蹊スポーツ大学/大阪成蹊大学スポーツイノベーション研究所研究員)

江戸時代から明治初期における大相撲団体の制度の形成に関する研究 —歴史的制度論の視点から—

○楊紅梅（筑波大学大学院） 齋藤健司（筑波大学）

キーワード：歴史的制度論、明治初期、大相撲団体、相撲会所、勸進相撲

1. 研究の目的

公益財団法人日本相撲協会は、江戸時代の勸進相撲団体が明治初期に大相撲団体へと変化したときにスポーツ統括団体としての組織制度の基礎が形成されたと考えられる。しかし、この大相撲団体の制度の形成は先行研究で十分に明らかとなっていない。そこで本研究は、江戸時代から明治初期までに相撲団体の組織・制度が大相撲団体に変化するまでの制度の形成の過程を明らかにすることを目的とした。

2. 研究の方法

本研究では、歴史的制度論の方法を応用し、経路依存、重大局面、均衡断絶の視点から、江戸時代から明治初期までの相撲団体の制度の変化を分析した。具体的に、経路依存については、組織、年寄、株仲間、力士集団などの視点から分析した。重大局面については、禁止令、明治維新、改正組などの視点から分析した。均衡断絶については、団体の性格、勸進などの変化の視点から分析した。

3. 結果

勸進相撲は、寛永元年（1624）に町奉行の支配下で寺社仏閣を建立修復するために資金募集したことが起源であるが、慶安元年（1648）から約30年間禁止された。その後、貞享元年（1684）に勸進元である相撲浪人雷権太夫以下14名が株仲間を組織し、寺社奉行へ勸進相撲を申請し公許され、勸進相撲団体が形成された。宝永4年（1707）頃、江戸では16回の「為渡世」勸進相撲が興行されたため、正徳禁令（1711）により勸進相撲の許可権は町奉行管轄に戻るようになった。さらに、享保の改革により、大坂では享保四年（1719）に小松川龍之助が勸進元となり、同年江戸年寄株仲間が結成された。享保7年（1722）には勸進元の籤引き制が定められ、職業的な勸進相撲が行われるようになった。延保4年（1744）から勸進相撲興行は寺社奉行の専決により開催され、三都相撲興行の定期的な開催が公許された。寛延3年（1750年）以降は、町人としての勸進元は認められず、年寄株が開催権を独占して渡世勸進相撲集団になった。宝暦13年（1763）に江戸勸進相撲は世話人という運営制度を確立し、江戸相撲会所が結成され、全国勸進相撲が行われた。その後、文政年間（1818～30年）ごろから世話役が筆頭、筆脇と改称され、相撲会所の実権を掌握した。そして明治改元及び東京への首都名称変更（1868）に対応して、江戸相撲会所は東京相撲会所に改称された。しかし、明治4年（1870）に東京相撲会所を高砂浦五郎が脱退し改正組を組織する問題や明治7（1873）年に勸進が廃しされる問題に対応して、明治11年（1878）2月に警視庁は「角舩並行司取締規則及興行場取締規則」を發布し、相撲団体を東京府下に一組と規定したことで、大相撲団体は相撲興行団体としての統一を果たした。

4. 考察及び結論

相撲団体は、勸進のための相撲団体、職業的な勸進相撲団体、渡世勸進相撲集団、全国的な興行を行う江戸相撲会所、東京相撲会所へと組織・制度が変化した。これは、禁止令、改革、明治維新、改正組による内部闘争、警視庁による興行場取締などの重大局面を経て統一団体へと変化した。また、町奉行、寺社奉行、警視庁という管轄機構の変化、株仲間から年寄株仲間への相撲団体の組織の変化、勸進相撲団体から興行団体への会所の性格の変化、年寄制、勸進元、世話役から筆頭、筆脇などへの役員の変化などの経路を引き継ぎながら大相撲団体が近代以降も存続してきたことが明らかになった。また、団体の性格、勸進、角力取締規則の変化は、相撲団体の制度に大きな断続均衡をもたらしたといえる。

スポーツ振興における財源確保と活用

ー 資金特性を視点到ー

○有吉忠一（同志社大学） 横山勝彦（同志社大学）

キーワード：第3期スポーツ基本計画、スポーツ財源、資金特性

1. 目的

スポーツ振興を支えるヒト、モノ、カネの源泉はスポーツ財源にある。わが国のスポーツ財源は、文部科学省およびスポーツ庁によるスポーツ予算、独立行政法人スポーツ振興センターからのスポーツ振興くじ助成金(toto)、スポーツ振興基金助成金の3つから成り立つ。2025年のスポーツ予算の概算要求は、図に示すように約436.6億円と前年度と比較して、約75億円増額されている。

図：2025年度スポーツ予算概算要求（単位：千円）

| 項目 | 前年度予算額 | 2025年度概算要求額 | 比較増、△減額 |
|----------------------------------|------------|-------------|-----------|
| スポーツ立国の実現を目指したスポーツの振興 | 36,100,868 | 43,606,043 | 7,505,175 |
| (内) 包摂社会の実現に向けた地域スポーツ環境の総合的な整備充実 | 8,510,239 | 13,718,115 | 5,207,876 |
| (内) 持続可能な競技力向上体制の確立等 | 15,737,772 | 17,071,012 | 1,333,240 |
| (内) スポーツによる地方再生・経済成長・健康増進 | 1,368,492 | 1,730,416 | 361,924 |

（出典：スポーツ庁令和7年概算要求手法事項資料より、筆者作成）

また、2024年度のtotoによる助成金が188.7億円、スポーツ振興基金助成金も18.3億円と、いずれも前年度に比し増加傾向にある。だが、第2期スポーツ基本計画についてのスポーツ庁の総評からは、計画達成施策と未達で課題を残した施策が見られる。前者は、①スポーツ実施率、②国際交流・開発、③競技力向上のメダル数といった業績評価を数値基準で表しやすい施策であり、これらについては高の実施と評価される。後者は、④スポーツを通じた共生社会の実現、⑤経済・社会の活性化など幸福度や満足度のような数値基準の設定による可視化が難しい施策であり、これらについては低の実施と評価されている。つまり、そこには予算配分に関わる財源問題があり、今後のスポーツ振興の支柱である第3期スポーツ基本計画の実装にとっては悩ましい問題となる。一般的に財源については、わが国では、その資金の透明性や説明責任、およびストックとフローの関係が重要視される。そして、独立行政法人の役割が、企業の運営手法による業務と財務運営にあり、そこには企業会計原則を基本とした会計処理が求められ、そのなかでも、特に非財務諸表についての扱いが注目されている。そこで、本研究では、スポーツ財源について資金特性を視点到に考察する。

2. 方法

まず、スポーツ財源に関係する先行研究から、スポーツの財の特徴を検討する。そのうえで、この財の価値を資金特性と非財務諸表の関係性から分析する。次に、スポーツ庁および日本スポーツ振興センターと、他の省庁および独立行政法人の財務関連公表情報を比較する。そして、資金特性として非財務諸表が財源確保に有効に作用している事例を分析し、政策目標を実装するバランスがとれた施策の実現に向けたスポーツ財源における非財務情報の作成と発信について、アジェンダセッティング論から検討する。

3. 結果と考察

スポーツの財は準公共財もしくは私的財に分類される特徴があり、したがって、スポーツ予算には適格性、機能性、公平性、計画性、実現可能性が求められるという（齋藤、2011）。このことは、定量的な数値に加え、定性的な価値を評価する非財務情報についての検討の必要性を示唆する。また、他省庁では財務書類の一層の活用を図るため、個別事業のフルコスト情報の作成と公表が試験的に行われている。加えて、いくつかの独立行政法人においては、事業報告書、業務実績報告書を用いた定性的な情報発信の充実に取り組む例も見られる。このようなことから、スポーツ振興における財源問題の解決には、その資金特性を踏まえた定性的な情報の活用が一助となり、そのためには政策過程におけるアジェンダセッティングが必要となると考えられる。なお、以上の詳細については、研究発表当日に行う。

4. 文献

研究発表当日に示す。

中学校運動部活動の「地域移行推進計画」策定の現状と課題について

- 地方自治体政策担当者へのインタビュー調査から -

○麻原恒太郎（日本体育大学大学院）

キーワード：地域移行協議会, 地域移行推進計画, 行政, 政策担当者

1. 目的

国は、休日の中学校の運動部活動地域移行推進期間を2023年度から3年間と定め、協議会設置と推進計画策定を求めているが、約1/4の自治体が2024年度中までに協議会設置予定がなく、約半数の自治体が計画策定予定なし（スポーツ庁, 2024）となっており、進捗に差がみられる。自治体では首長・教育委員会の意思決定に向け、庁内組織・議会・学校・保護者・スポーツ団体等との調整に困難さが存在すると考え、進捗を妨げる原因を探るために計画策定担当者等の現状と課題を明らかにする事を目的とした。

2. 方法

調査対象自治体をA県及び同県内のB市、C市、D町とし、2024年7月から10月に半構造化インタビュー調査を実施。1人約70分行い、回答は対象者の了解を得て録音、テキストにおこした。分析は質的研究手法により、A県を除く3自治体のカテゴリを抽出する。テキストはひとつの意味を表す最小単位で分割・コード化し、研究課題に対する項目を抽出する。データは厳重に保管し、公表に際しては、個人名が特定されないように配慮する（日本体育大学研究倫理審査委員会承認番号第024-H064）。インタビューガイドは、Q.17 関係部課の調整・所管部課決定時の状況、Q.18 その理由、Q.19 協議会等設立時の工夫、Q.20 アンケート、Q.21 ヒアリング、Q.22 国ガイドラインへの対応状況（学校部活動、新たな地域クラブ活動、地域連携・移行に向けた環境整備、大会等見直し）、Q.23 地域の子どもは地域で育てるという考え方、Q.24 経済的理由等で部活動を諦めざるを得ない生徒が生じないようにする事、Q.25 推進計画策定で上手くいった事、Q.26 同、上手くいかなかった事、Q.27 先行研究(2022, 麻原)による地域移行課題への対応（Ⅰ理念・方針・目的、Ⅱ指導者確保・在り方・質保障、Ⅲ学校・地域・保護者間相互連携、Ⅳ運営・実施主体、Ⅴ国ガイドラインと推進計画との乖離）、Q.28 休日移行で必要と思う事、Q.29 新たな地域スポーツクラブ活動への移行（休日に平日を加えた全面移行）で危惧する事、Q.30 全面移行で必要と思う事、Q.31 推進計画策定時に念頭に置いた社会的課題は何か、であった。

3. 結果

対象者6人は全て教育委員会所属・男性。内行政一般職2人、現役教員からの人事異動1人、退職教員3人。協議会等設置済み3、推進計画等策定公表済み2、着手1。コード総数は981、内フェイスシート16間で127、半構造化インタビュー16間で854であった。抽出したカテゴリーは、発表当日に示す。

注目項目は、①新規事業の負担感・地域移行の複雑さから担当部課・担当者が速やかに決まらなかった、②現役教員からの人事異動で行政組織・策定手順・調整相手がわからず手探りで進めた、③総括コーディネーター（校長経験）の人脈・熱意・行動力で推進した、④指導者確保の困難さ（報酬等財源・中学生指導やクレーム対応への負担感）、⑤教員以外の指導者への教育的意義・関係法・不祥事防止習得には時間を要する、⑥運営団体等のサポートデスク設置（外部委託）、⑦地域の再定義（学校を含めた地域）で子どもを育てる、⑧活動施設と備品使用・活動時間・移動手段等確保、⑨損害賠償責任保険の整備、⑩継続的な財源確保、⑪中体連存続の可否、⑫国ガイドラインと自治体方針の乖離、⑬具体像の周知、等であった。

4. 考察

計画策定担当者等の現状では、立ち上げ時に担当部課・担当者が速やかに決まらなかったが、庁内の理解と協力、総括コーディネーターの設置等により事務は円滑に進んでいた。

一方、地域移行準備が進むごとに明確な課題が多く現れており、政策担当者及び総括コーディネーターには、コミュニケーション力・調整力・企画構想力等が、関係団体・関係者等には当事者意識が、また地域移行実現を支えるための継続的な国庫補助及び県のリーダーシップの必要性が示唆されている。

○村井愛美（同志社大学大学院） 横山勝彦（同志社大学）

キーワード：safeguarding、子ども

1. 目的

子どもの権利保障は、人権の中で特に重要視されている。その意義は、次世代を担う子どもは、社会の中で最も弱い立場にあり、成長や発達過程で保護が必要不可欠であることにある。子どもが健全な環境で生活し、教育や医療を受ける権利、そしてあらゆる形態の暴力や搾取から守られる権利は、子どもたちの人格形成に、引いては持続可能な社会の維持に影響する。

子どもの権利保護に積極的に取り組んでいる欧米諸国では、子どもの福祉や教育に対する支援が充実しており、子どもが権利を享受できる環境が整備されている。そのため、子どもの意見を尊重し、政策決定に反映するメカニズムが機能している。一方で、権利保護が進んでいない国では、貧困や内戦、政治的混乱等が影響し、子どもの生活環境を脅かしており、教育を受ける権利や安全に暮らす権利が著しく侵害されている現状にあり、国際社会から早急な対応が求められている。前者の国々では、政府が主導的な役割を果たし「safeguarding」に取り組んでいる。「safeguarding」とは、あらゆる形態の虐待や暴力から子どもを守るだけでなく、事前の予防措置に新たな重点を置き、すべての子どもたちにとって「最良の結果」を保障する概念である。国際的にみても先駆的な取り組みをしているイギリスでは、政府機関と非政府組織が連携して子どもの権利を保護する仕組みが整備され、子どもが活動するすべての場で安全が確保され、虐待や暴力、搾取から守られ、福祉の促進が図られている。我が国においては、「safeguarding」の概念が十分に浸透しておらず、取り組みが進んでいるとは言い難い。2023年に設立された子ども家庭庁は、子どもに関連する政策の統括を担っているが、「safeguarding」に関する政策はみられない。また、子どもの権利を保護するために「子ども基本法」が制定されたが、イギリスのような体系的な政策は確立されていない。すなわち、子どもを保護する法整備は、家庭や学校の一部に限られ、各自治体や各団体に依存しているのが実情である。

そこで、本研究では、我が国の「safeguarding」システムを構築するための第一段として、「safeguarding」の概念を整理し、我が国と諸外国の取り組みについて検討する。

2. 結果と考察

(1) 「safeguarding」とは、虐待リスクのある子どもを対象とした受動的なサービスから転換し、すべての子どもたちへ積極的に福祉を促進する能動的なサービスである。1995年からイギリスの政策文書に登場するようになり、それまで「child protection」、「child abuse」、「risk」という用語が使用されていたが、「safeguarding」、「needs」、「strength」という用語に変化していった。

「safeguarding」システムとは、組織的予防と対応の指針、実務的な手続きと制度への組み込み、リスク分析と軽減策、相談・通報手続きの明確化、人材の教育と配置、関係者の理解とモニタリングから構成されており、子どもの権利保障を個人の責任として捉えるのではなく、組織の責務として捉えている。

(2) 我が国の子どもの権利保障の取り組みとして、理念面ではスポーツ界における暴力根絶宣言、行動規範として「運動部活動における指導ガイドライン」や「ガバナンスコード」策定、教育面では「公認スポーツ指導者カリキュラム」改訂、相談窓口の設置等が行われている。しかし、「safeguarding」の特徴である予防的な取り組みや組織全体としての包括的な対応は十分に整備されていない。しかし、一部の競技団体では国際競技団体の方針に従い、「safeguarding」の取り組みを開始している事例もみられている。

「safeguarding」システムの効果と実現可能性を高めるためには、トップダウン型のアプローチでは、変容の実情に即した対応が難しく、効果が限定的になる場合が多い。そのため、現場の声を反映し、スポーツ競技団体が主体的に取り組む仕組みを構築することが必要である。

部活動の地域移行と青少年育成の可能性について

大橋寛治（特定非営利活動法人アザックとよさと）

キーワード：部活動、青少年育成、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ

1. 目的

スポーツ庁・文化庁策定の「学校部活動及び新たな地域クラブの在り方等に関する総合的なガイドライン」には、「地域の子供たちは学校も含めた地域で育てる」と記されている。しかし、希薄化した現在の地域社会において「地域の子供たちは地域で育てる」ことが可能なのか。可能であるならば、どのような要件をもって体制が整えば、より適切に地域の子供たちを育てることができるかを探究することが本研究の目的である。

2. 方法

本研究の調査は、滋賀県 A 郡の 3 町で行った。調査①として、各町の部活動地域移行の調整役であるコーディネーターに対しインタビュー調査を行った。インタビューではスポーツ指導の経験や地域移行への思いについての語りがあった。調査①の逐語録をもとに KJ 法を用いて発言内容をグループ分けし、調査②のインタビュー項目の検討、決定を行った。その後、調査②として、各町のスポーツ指導者に対し半構造的インタビューを行った。

3. 結果

調査①コーディネーターへのインタビュー

E 氏は、生徒が幼少期から顔馴染みである地域の人が部活動指導者として相応しく、生徒も安心できると話し、F 氏は、「子供との向き合い方が分からなくなった指導者もいた」と指導の難しさを語った。G 氏は、ある中学校には愛校作業があり「地域の学校は、地域でお世話する」の精神が地域住民の間に根付いているとし、その愛校精神こそが「地域の子供たちは、地域で育てる」に繋がると語った。コーディネーターからは、スポーツ指導の経験をもとに目指すべき部活動地域移行の形についての語りがあった。

調査②スポーツ指導者へのインタビュー

H 氏の高校受験の勉強と部活動の両立に励んだ生徒、障がいを持ちながら剣道の昇段審査に挑んだ生徒の語りに、目標に向かって取組む生徒に寄り添う指導者の姿があった。I 氏は、部活動の地域移行について、「もっと早い段階で実現されていれば、若者の町外流出も防げたのではないか」とし、地域住民が部活動に関わることで得られる効果への期待を語った。また、J 氏は、総合型地域スポーツクラブで指導した子供が部活動で試合を経験した様子を見て、「子供の気持ちにこちらが寄り添わなければいけない」と語った。指導者はインタビューの中で、子供との関わり方、子供への思いに重きを置き語ってくれた。

4. 考察・結論

指導者へのインタビューから、「小中一貫連繫」により長年にわたり指導者という地域の一集団によって、目標をもった生徒に寄り添うことで、競技を越えた強固な繋がりが形成されていることが伺えた。

本研究の調査結果から、部活動の地域移行による青少年育成を可能にするための 3 つのキーポイントを挙げる。1 つ目は、スポーツ少年団、総合型地域スポーツクラブ等によって指導者と生徒が小学生時代から長きにわたり関わりを持っていることである。2 つ目は、指導にあたっては、個人対個人ではなく、指導者を「地域の大人」という一集団として捉え、協力、連携のもと指導にあたることである。3 つ目は、目標の設定であり、その目標はできる限り具体的である方が良い。本研究は、部活動の地域移行に関する研究であったが、部活動の当事者である生徒に対しての調査が実施できていなかったことが課題である。今後は、生徒の部活動に対する思いも踏まえた上で、地域移行の在り方を改めて探究することとする。

持続可能な観光における住民認識が観光満足度に及ぼす影響 -長野県白馬村を事例として-

○松田竜弥（桐蔭横浜大学大学院）日比野暢子（桐蔭横浜大学）

キーワード：観光政策, スキー場, PoS モデル

1. 問題の所在と研究目的

藤田（2009）は、わが国の 20 世紀末頃までの観光は、経済的な利潤追求重視により自然生態系、社会生活に損壊や負の影響を与えると指摘した。こうした状況を鑑みて新井（2020）は、今後持続可能な観光への転換が国際的にも大きな課題、潮流となると示唆した。持続可能な観光には、観光計画の過程において地域住民を参加させることが重要（Yu et al., 2011）であり、持続可能な観光開発を評価する際は、地域社会の満足度を考慮する必要がある（Cottrell et al., 2008）。しかし、わが国では観光を含む地域の持続可能な地域社会の課題解決のための仕組みや組織の創出に関する研究はわずかである。

そこで、本研究は PoS（Prism of Sustainability）モデル（Spangenberg & Valentin, 2000）を援用し、持続可能な観光の「制度」、「環境」、「経済」、「社会・文化」の 4 つの側面が地域住民の満足度に与える影響を明らかにすることを目的とする。PoS モデルを援用した研究は海外ではここ数年積極的に行われているが、わが国では管見の限り見当たらない。なお、スキー産業という大資本に有利な産業分野において地域住民の共同体土地所有という形態でスキー場経営を可能とした好例（小谷, 2003）である長野県白馬村を事例とすることとした。

2. 研究方法

白馬村の 30 区の各行政区長に相談し許可の得られた 20 区のうち 15 区に対して、質問紙調査を 2024 年 6 月 29 日より 2024 年 11 月 4 日までの期間に実施した。有効回答数は 195 であった。質問項目は、PoS モデルを援用した Trisic et al.(2023)等に倣い、持続可能な観光の 4 つの側面に関する質問 17 項目と観光満足度に関する質問 4 項目で構成し、重回帰分析を用いて分析した。また、観光の専門家や役職者の 3 名に対して 2024 年 10 月に半構造化インタビュー法を実施した。

3. 研究結果と考察

表 1 が示す通り重回帰分析の結果、経済的側面において有意差が見られた。しかし、他の 3 つの側面については有意な結果は得られなかった。

これらの結果をもとに専門家、役職者へ半構造化インタビューを実施したところ、経済的側面と満足度の関係性の理由について、「観光業従事者が多い白馬村では経済的な恩恵を直接受けやすい」ことが挙げられた。また、3 名のインタビュー協力者全員が「スキー場経営の通年化が安定した経済効果を生み出し持続可能な観光となる可能性がある」と指摘していたように、観光地の通年化は持続可能な観光促進の要因となり得るのではないだろうか。

一方で、アンケートの自由記述は、環境や景観の保護についての意見が多かった。観光開発企業では、観光開発による環境破壊を抑制、改善するため専門の部署を設置し、適切に森林を管理する取り組みを実施している（観光開発企業 C 氏, 2024, インタビュー）。しかし、こうした取り組みを地域住民全員が把握しているわけではなく、事業者と地域住民、また行政間のコミュニケーションが十分に図れていないことが原因であると推察される。換言すれば、観光開発による経済効果は持続可能な環境を推進する重要な要因となりうるものの、地域住民の要望に対し適切にコミュニケーションを図ることが必要であることは間違いない。

地域と大学をつなぐスポーツの PBL 型授業に関する研究

○内田和寿（関西福祉大学）

キーワード：大学の地域連携 スポーツ PBL 型授業

1. 目的

本研究は、地方大学を事例として、大学の地域連携を推進する PBL 型授業においてスポーツを活用することの特長について、実践をもとに検討することを目的とする。

2. 問題の所在

現在の大学は、地域に開かれた大学を目指し、産学官連携や地域連携等で様々なつながりを意識した活動を展開している。特に地方大学や市町村に唯一の大学の場合、地域に根差した大学をブランディングし、地域の課題解決に積極的に関わっていくことが、学生募集にも関わる喫緊の課題である。

次に、大学の教育に関する動向を概観すると、文部科学省が行った大学に対する教育内容等の改革調査（令和4年度）において、PBL 型を包含する能動的学修（アクティブ・ラーニング）を導入している大学は 94.7%であり、講義形式の授業だけでなく、学生の能動的な学修を促し、認知的、論理的、社会的能力等を含めた汎用的能力を育む授業が今まで以上に求められていることが伺える。

そこで、本研究では、スポーツと PBL を掛け合わせた大学の授業実践をもとに、大学の地域連携について新しい知見が得られることを目指して分析と検討を行う。さらに、実践を伴う PBL 型授業は、現場へ赴くまでの事前教育も重要であることから、その授業計画についても分析と検討を行う。

3. 研究方法

(1) 大学の地域連携、スポーツによる地域連携、PBL 型授業について、先行研究や各大学の活動報告資料等の情報から、現状と課題を整理する。

(2) 研究対象とする大学が所在する兵庫県赤穂市の教育振興基本計画と取り組み、スポーツ推進計画と取り組み、赤穂市と大学とのパートナーシップ協定等を参照し、それらに基づく具体的な赤穂市と大学との連携の現状と課題を整理する。

(3) 研究対象とする大学のスポーツを活用した PBL 型授業の実践から活動を振り返り、分析を行う。

4. 分析・検討

赤穂市と大学とのスポーツ連携の主な内容は、大学の指定強化クラブがユニフォームに市章・市名を掲載すること、大学地域交流センターの事業、学部学科の特色に応じた活動などが挙げられる。課題としては、担当者が交代した際の事業継続システム、横断的な組織連携による活動への発展等である。

なお、本事例で扱っている PBL 型授業は現在進行形で、成果や学生の成長についてデータで示すことができない部分もある。分析途中の内容も含め、本抄録で不十分な点は学会発表時に報告する。

5. 結論

大学のスポーツを活用した PBL 型授業は、学生が地域と地域のスポーツ活動に目を向けるきっかけとなり、生涯スポーツを意識したスポーツライフを想起させることが期待される。そして、授業を通して学生が同じ市民として地域のスポーツ活動に関わることは、新たなスポーツ愛好者の獲得や、地域スポーツ人口の増加につながることを期待され、このことが地域と大学双方の新しい魅力となる。

フランスにおける 2024 パリオリンピックに係る不正問題の状況

○齋藤健司（筑波大学）

キーワード：フランスオリンピック組織委員会、2024 年パリオリンピック法、不正防止

1. 研究の動機及び目的

2020 東京オリンピックでは、関連する不正や横領の問題が明らかとなり、不正防止対策を講じることは重要な政策課題となっている。他方、フランスでは 2018 年にオリンピックの腐敗防止を目的とした規定が 2024 パリオリンピック法に規定され、組織委員会、関係者役員及び関連企業の管理監督を行うようになった。また、IOC は、OCOG に対して不正防止対策を開催契約に基づき強化する方針をとっている。2024 年のパリオリンピックは、オリンピックにおける不正防止対策の強化が初めて実行されるオリンピックとなるが、これらの対策の実施状況や課題についてはまだ明白ではない。そこで、本研究は、2024 年パリオリンピックの開催までにおいて関連する不正等に関する捜査等の状況を調査し、不正防止対策の現状を明らかにし、今後の当該対策に関する知見を得ることを研究の目的とした。

2. 研究の方法

本研究では、インターネット上で 2024 年パリオリンピックに係る不正及び捜査等の事実を調査し、特にパリオリンピックに関連した捜査及び取締り等の状況を把握した。また、関連する調査や関連するフランスの不正防止関連機関(フランス不正対策庁(AFA)、国家金融検察局(PNF)、会計検査院、公共活動透明性高当局(HATVP))の報告等の一次資料を調査し、分析した。

3. 結果

パリオリンピックが開催されるまでにフランスにおいて実施された捜査等を調査すると、まず 2016 年より東京オリンピックの開催に関する国際陸上競技連盟前会長の疑惑捜査が開始されていたことが指摘できる。その後 PNF は、2017 年に組織委員会に係る契約に関して予備捜査(enquête préliminaire)を開始した。また、2019 年から 2020 年にかけて、パリオリンピック組織委員会(COJOP)と五輪建設プロジェクト公社の Solideo 社に関する検査が行われた。さらに、2021 年 6 月に、COJOP と Solideo 社に関する検査が行われた。また、オリンピック・パラリンピック競技大会の省庁間代表(DIJOP)に関する検査、オリンピック会場を管理する 5 つの地方自治体に関する検査、交通・安全問題に関する検査が会計検査院により行われた。そして、2022 年に、パリオリンピックの建設プロジェクトに関連して COJOP と Solideo 社に関する予備捜査が行われ、さらに 2023 年 6 月に Solideo 社に対する捜査が行われた。また、施設関連公社の幹部により設立されていたコンサルティング会社である Keneo 社に対しても捜査が行われた。さらに、2023 年 10 月には、COJOP とパリオリンピック開会式関連企業である Double2、Ubibene、Obo、Paname24 に対して捜査が実施された。そして、2024 年 2 月には、トニー・エスタンゲ COJOP 会長の報酬に関する予備捜査が行われた。

4. 考察及び結論

2024 年パリオリンピックまでに生じたオリンピック関連の不正問題としては、便宜供与、公金横領、資金流用、不法利得、利益相反、不正隠蔽などで複数の捜査等が行われていることが明らかとなった。東京 2020 などそれまでのオリンピック大会と異なり、パリオリンピックについては不正に関する問題がオリンピック開催前に明るみとなり、捜査等の対象となっていることが指摘できる。また、事前の捜査等により 2024 年パリオリンピックについては不正防止対策で一定の効果が生じている可能性も考えられるが、今後の捜査の結果を踏まえて、さらに分析を進める必要がある。

実行委員会・開催校事務局連絡先

実行委員長・開催校責任者：真山 達志（同志社大学）

全体進行管理担当：尾原 弘恭（関西医療大学）

シンポジウム担当：内藤 正和（愛知学院大学）

一般研究発表担当：平塚 卓也（奈良女子大学）

会員企画セッション担当：沖村 多賀典（名古屋学院大学）

<開催校事務局>

〒602-0047 京都市上京区新町通今出川上ル

同志社大学政策学部 真山研究室 電話：075-251-3577

お問い合わせメールアドレス：34th@policy-study.net